

普通預金規定

1 (取扱店の範囲)

この預金は、通帳記載の取引店（以下「取引店」といいます。）のほか当社の国内本支店のどこの店舗でも預入れまたは払戻しができます。

2 (証券類の受入れ)

- (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。

ただし、この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められるときには、受入れをお断りする場合があります。

- (2) 手形要件（とくに振出日、受取人）、小切手要件（とくに振出日）の白地はあらかじめ補充してください。当社は白地を補充する義務を負いません。
- (3) 証券類のうち裏書、受取文言等の必要があるものはその手続を済ませてください。
- (4) 手形、小切手を受入れるときは、複記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取扱います。
- (5) 証券類の取立のためとくに費用を要する場合には、当社店頭に表示（掲示、備置等による方法を含みます。以下同じです。）する代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。

3 (振込金の受入れ)

- (1) この預金口座には、為替による振込金を受入れます。

ただし、この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められるときには、受入れをお断りする場合があります。

- (2) この預金口座への振込について、振込通知の発信金融機関から重複発信等の誤発信による取消通知があった場合には、振込金の入金記帳を取消します。

4 (受入証券類の決済、不渡り)

- (1) 証券類は、受入店で取立て、不渡返還時限の経過後その決済を確認したうえでなければ、受入れた証券類の金額にかかる預金の払戻しはできません。その払戻しができる予定の日は、通帳の摘要欄またはお支払金額欄に記載します。
- (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。この場合は直ちにその通知を届出の住所宛に発信するとともに、その金額を普通預金元帳から引落とし、その証券類は取引店で返却します。
- (3) 前項の場合には、あらかじめ書面による依頼を受けたものにかぎり、その証券類について権利保全の手続をします。

5 (預金の払戻し)

- (1) この預金を払戻すときは、当社所定の支払請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに提出してください。
- (2) 前項の払戻しの手続に加え、この預金の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するため当社所定の本人確認資料の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当社が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行いません。
- (3) この預金口座から各種料金等の自動支払いをするときは、あらかじめ当社所定の手続をしてください。
- (4) 同日に数件の支払いをする場合にその総額が預金残高をこえるときは、そのいずれを支払うかは当社の任意とします。

6 (利息)

この預金の利息は、毎日の最終残高（受入れた証券類の金額は決済されるまでこの残高から除き

ます。) 1,000 円以上について付利単位を 100 円として、毎年 2 月と 8 月の第 2 日曜日の翌営業日に、当社店頭に表示する毎日の利率によって計算のうえこの預金に組入れます。なお、利率は金融情勢に応じて変更します。

7 (届出事項の変更、通帳の再発行等)

- (1) 通帳や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって取引店に届出てください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合もしくは任意後見監督人が選任された場合には、直ちに成年後見人等または任意後見人の氏名その他当社が定める事項を書面によって取引店にお届けください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。すでに補助・保佐・後見の審判を受けている場合または任意後見監督人が選任されている場合、もしくはこれらの届出事項に取消または変更等があった場合も同様にお届けください。
- (3) 預金口座の開設等の際には、当社は、法令で定める本人確認等の確認を行います。この際に行う確認事項に変更があったときは、直ちに当社所定の方法によって当店に届出てください。
- (4) 前 3 項の届出の前に生じた損害については、当社は責任を負いません。
- (5) 届出のあった氏名、住所にあてて当社が通知または送付書類を発送した場合には、延着し、または到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。
- (6) 通帳または印章を失った場合のこの預金の払戻し、解約または通帳の再発行は、当社所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。
- (7) 通帳を再発行する場合には、当社店頭に表示する再発行手数料をいただきます。

8 (印鑑照合)

請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当社は責任を負いません。

9 (譲渡、質入れ等の禁止)

- (1) この預金、預金契約上の地位その他この取引にかかるいっさいの権利および通帳は、譲渡、質入れその他第三者の権利を設定すること、または第三者に利用させることはできません。
- (2) 当社がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当社所定の書式により行います。

10 (解約等)

- (1) この預金口座を解約する場合には、この通帳を持参のうえ、取引店に申出てください。
- (2) 次の各号の一にでも該当した場合には、当社はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当社が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。
 - ① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合
 - ② この預金の預金者が前条第 1 項に違反した場合
 - ③ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
 - ④ 当社が法令で定める本人確認等の確認を行うにあたって、預金者について確認した事項に関し、虚偽が明らかになったとき
- (3) この預金が、当社が別途表示する一定の期間預金者による利用がなく、かつ残高が一定の金額を超えることがない場合には、当社はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。また、法令に基づく場合にも同様にできるものとします。

- (4) 前2項により、この預金口座が解約され残高がある場合、またはこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、通帳と当社所定の本人確認書類を持参のうえ、取引店に申出てください。この場合、当社は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。

11 (保険事故発生時における預金者からの相殺)

- (1) この預金は、当社に預金保険法に定める保険事故が生じた合には、本条各項の定めにより、当社に対する借入金等の債務（委託者及び受益者全員の同意がなく、かつ元本補てん契約のない信託勘定からの債務を除きます。以下本条について同じです。）と相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当社に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当社に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
- (2) 相殺する場合の手続きについては、次によるものとします。
- ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充當の順序方法を指定のうえ、通帳は届出印を押印して直ちに当社に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務が預金者の当社に対する債務であるときは当該債務から、当該債務が第三者の当社に対する債務であるときは預金者の保証債務から相殺されるものとします。
- ② 前号の充當の指定がない場合には、当社の指定する順序方法により充當いたします。
- ③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当社は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 相殺する場合の借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当社に到達した日までとして、利率、料率は当社の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては不要とします。
- (4) 相殺する場合の外国為替相場については当社の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5) 相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当社の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

12 (未利用口座管理手数料)

- (1) この預金が、所定の期間異動がないなど当社が定める条件を満たす場合、預金者は、所定の未利用口座管理手数料を支払うものとします。未利用口座管理手数料についての具体的な条件や金額については、当社ウェブサイトで公表します。
- (2) 未利用口座管理手数料は、当社ウェブサイトに定める所定の支払日において、当社がこの預金口座から、通帳・払戻請求書の提出を受けずに引き落とす方法で支払うものとします。
- (3) 残高不足等により未利用口座管理手数料の引落しが不能となった預金口座については、当社は、預金者に通知することなく、預金残高を未利用口座管理手数料の一部として引き落としした上で、この預金口座を解約できるものとします。
- (4) 前項の規定にもとづきこの預金口座が解約された場合、各種料金等の自動支払いその他預金口座に直接関連する各種お取引がこの預金口座についてあるときには、預金口座の解約に伴い、これらのお取引についても、預金者への通知なく解約されるものとします。
- (5) 前2項の規定にもとづき、キャッシュカードが発行されている各種お取引が解約された場合は、キャッシュカードを当社へ返却していただくか、キャッシュカードの磁気ストライプ部分およびICチップ部分を切断のうえ廃棄してください。
- (6) 一度支払われた未利用口座管理手数料については返却しません。
- (7) 未利用口座管理手数料についての具体的な条件や金額をはじめ、本条に定める事項については、事前に相当の期間を置いて当社ウェブサイトで公表する方法等により、変更することがあります。

13 (規定の変更)

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる

場合には、当社ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。

(2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上

(2022 年 6 月 1 日現在)